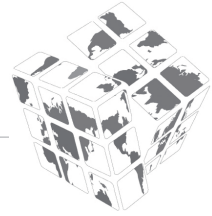


〈論文〉

フィリピンにおける国語の制定がもたらしたもの¹ —歴史・引き続く議論・研究者の役割—

松永稔也²



摘要：

本論文主要探討菲律賓語言政策，針對與「大寫」政治有關的人物來探討國家與地方政府雙方的語言政策，並且詳細說明這種「由上而下」的語言政策所衍生的「由下而上」、「發自草根」的語言政策議題及活動。首先在第2章節中提及制定憲法議會上進行的語言議題辯論，選定國語一事造成了其他語言的地方化及邊緣化，也成了至今仍持續不斷的語言紛爭之主要原因。接著在第3章節中，提及宿霧州政府發動的反國語運動，介紹其反國語・擁護母語的動向，並且論述該政府主導的運動所具有的革新性、以及其後陷入的挫敗問題。在第4章節中提及新形態的母語使用者運動，介紹2個團體的活動理念及實踐作法，並且論述目前面臨的難關及今後的可能性。這些非政府部門的行動雖然擁有強大的力量及柔軟性，但在對抗「大寫」政治時仍嫌不足。儘管如此，業已在菲律賓形成了一股市民社會的對抗言論，此事所具備的意義可謂不小。

在第5章節中，再回頭論述「大寫」政治，提及政策立案者在語言政策方面的最新動向，介紹菲律賓參議院議員所提出的兩個與保護母語有關的提案，並且針對該政策的實際效果加以探討。

對於上述的「大寫」或市民社會的語言政策動向、亦即與菲律賓語言有關的各種社會實踐運動，身為一個論述語言問題的語言政策研究者，該抱持何種態度才是妥當的呢？在第6章節中提及，語言政策研究可謂社會語言學的領域之一，但對於自身實際從事的研究及做為一位研究者的存在，該採取何種立場呢？筆者針對這個問題以建言的方式提出看法，其中並且加入了個人的省思。在第7章節中，陳述今後應研究的課題以及持續研究的必要性³。

關鍵字：

語言政策，國語選擇性，邊緣化，研究／實踐

1 はじめに

複数の言語が存在する社会においてどの言語を使用するか、これは社会内の成員がさまざまな場面におけるコミュニケーションの内容に則して選択するものであるといえる。言語使用にはそれが日常生活のものであっても人為性が含まれるという指摘⁴を踏まえながら、本論文では言語の人為的選択の「最前線」として、国家レベルの国語選択の政治的議論、法政策上の議論から考察を始めることにする。

本論文で筆者は、フィリピンにおいては国家による国語の選択がフィリピン諸言語の地方化、周辺化をもたらす要因となった、という立場をとる。その上で、まずは言語政策において「大文字⁵」の政治に関わる人びとを中心とした議論について、国家と地方政府、双方の言語政策に注目して論じていく。一方で、「下から」、「草の根から」行われる言語政策に関わる議論や活動も存在する。これらのセクターによる行為は、力強さやしなやかさを持つ一方で、やはり大文字の政治的な力に対しては、せいぜい局地戦・ゲリラ戦的な方法でしか対応できていないのかもしれない。しかし、ヨーロッパなどにおける小教言語復興や方言復権の高い運動性に比べて、運動としての言語復権が大きな動きとならなかったフィリピンで、市民社会的とも言える対抗言説が形成されているということ自体の持つ意味は小さくないと筆者は考えている。この点をぜひ強調したい、というのが筆者の強い思いであり、これが本論文の第一の目的である。

反面、このような市民社会的な動きに対して、フィリピンの言語政策研究者たちはどのように関わることができたのであろうか。この点に関して、フィリピンの言語状況をめぐる社会的実践活動に研究者がどのような関わり方をしてきたのか、そしてそれは妥当なものであったのか、今後どのようにあるべきなのかについて自省、そして提言のかたちで示していくことにする。これが本論文の第二の目的である。

以下、本論文の構成を述べる。第2節では、フィリピンにおける「大文字」の政治的言語選択の大きな出発点である憲法制定における言語議論を取り上げる。この節ではまず、1935年憲法と現行憲法である1987年の憲法の比較を行い、つづけて、フィリピンの国語選択の出発点である1935年憲法の制定議会について紹介し、また今日まで継続している言語議論との関連について説明する。

第3節では、タガログ語 (Tagalog) 一言語のみを基礎言語とすることで成立した国語に対する強い反対勢力であると認知されているセブアノ語 (Cebuano) 話者の動向について紹介する。ここでは、1988年の大統領令に対するセブ州政府の反応をとりあげ、その経緯を述べるとともにこの政府主導の運動のおちいってしまった蹉跌についても述べたい。

第4節では、新しいかたちの言語擁護の運動について紹介する。ここでは二つの組織を取り上げ、組織の活動理念や実践について説明し、現時点で抱えている限界に触れるとともに今後の可能性についても論じる。第5節では政策立案者による言語政策についての最新の動きとして、フィリピン議会上院議員による母語の保護に関わる二つの提言を紹介し、その政策の実効性について検討を行う。

第6節では、フィリピンの言語政策の歴史において言語政策研究者、言語研究者が行ってきたこと、また果たせなかった役割ということについて考えたい。社会言語学の一領域といわれる言語政策研究であるが、その研究者が実社会における自身の研究や存在そのものについてどのような立場をとりうるのか、こうした点について、研究活動の最末席に名を連ねる筆者の自省も含めて考えてみたい。

最終節では本論文のまとめを行い、現在進行中のフィリピンの政治体制改革の議論における言語議論の位置付けを踏まえながら、言語政策研究の今後の課題を提示したい。

2 フィリピンにおける国語の制定

現行のフィリピン憲法 (1987年憲法) の国語・公用語規定は、以下のとおりである。

第14条 教育、科学技術、芸術、文化およびスポーツ

6項

フィリピンの国語はフィリピノ語である。現存のフィリピンおよびその他の諸言語を基礎として、この言語はさらに発展され豊富なものにされるべきである。

法の定めるところにより、また、議会が必要と認める場合、政府は公式なコミュニケーション用語として、また、教育制度における教授言語としてフィリピノ語の使用を開始、維持するべく措置を講ずる。

7項

コミュニケーションと教育の目的となるフィリピンの公用語は、フィリピノ語および、法の定めがあるまで英語である。

地方語は諸地域において補助的な公用語であり、そこでの補助的な教授言語とする。

スペイン語とアラビア語は、任意の言語、選択的言語として奨励される。

第14条6項を見て分かれるとおり、フィリピンの国語（フィリピノ語⁶）は単一の言語からなるのではなく、「現存のフィリピンおよびその他の諸言語を基礎として」「豊富なものにされるべきもの」とされている。単一の言語ではなく、複数の言語から国語を豊かなものにするのだ、という発想は、多言語社会⁷であるフィリピンの現実に即したものでありより民主的といえよう。

実は、こうした言語政策における多言語志向は、フィリピン社会が近代的な国民国家建設に向けて動き出す出発点であり、また言語史的、社会言語学的な視点から言えば国家レベルでの言語政策の画期のひとつといえる1935年憲法制定議会から強く求められていたものであり、しかし、そのような希求にもかかわらず結局実現されなかったものである。その経緯について以下に概観したい。

1935年憲法制定議会は、1934年にアメリカ合衆国議会においてタイディングス・マクダフイ法（Tydings-McDuffie Act）が可決通過し10年の準備期間を経てフィリピンが独立することが決定されたことを受け、独立準備政府発足のための憲法制定を目的として招集されたものである。

議会では、1934年9月に言語に関する諸議員の提案のとりまとめおよび憲法条文案を作成するべく公用語委員会が組織され、1934年9月28日には同委員会により「国民の団結の強化にとって必要な国語：議会は土着の諸言語を基礎としてすべての人民にとって共通の言語の発展と採択をめざして措置を講ずる」とする第一草案が提出された。続いて1935年1月25、26日にわたり「英語、スペイン語、タガログ語をフィリピンの人民および政府の公用語とする。タガログ語は国民の精神の強化および国民の文化と進歩を促進するために採用される」という改正案をもとに賛成側、反対側各3名ずつの代表議員の弁論とそれに

対する質疑が行われた。

この間の諸議員たちの国語に関する意見は多様であるが、類型化すれば①国語の必要性の有無についての意見（フィリピンに国語は必要である／フィリピンに国語は必要ない、あるいは国語の必要性の議論の結論の先送り）、②フィリピンに国語や公用語が必要であるとしたら、どの言語が国語、公用語として適当か（フィリピン諸言語か、英語か、あるいはスペイン語か。また、これらのうち、複数を国語・公用語として組み合わせて採用する案）、③国語・公用語の候補として、フィリピン諸言語のなかからどのように選択するか（フィリピン諸言語のうちの一つを採用する／複数の言語を採用し併記する／複数言語の融合を試みる）とすることができる⁸。

二日にわたる議論の結果、最終的に憲法制定議会は「議会は土着のすべての言語を共通の国語の基礎として採用すべく措置を講ずる（“The National Assembly shall take steps toward the development and adoption of a common national language based on all the existing native languages.”）。法律で別段の定めをするまでは英語とスペイン語が公用語として存続する⁹」という案を憲法条文として採択した。この条文には、フィリピンの国語については今後の制定のための努力がなされるべきであること、および、国内の土着の言語の全てを国語の基礎とすること、がその思想として示されている。この時点では複数の言語が国語として選択される可能性、あるいは、その方法の難しさは別の議論が必要ではあるものの、複数言語の融合による国語制定という可能性もあったのである。

しかし、この条文の第一文目は「議会は土着言語のうちの一つを共通の国語の基礎として採用すべく措置を講ずる（“The National Assembly shall take steps toward the development and adoption of a common national language based on one of the existing native languages.”）」と単一言語を意図した変更が加えられ、議会の承認を経ずに1935年5月に発布される。なおこの変更に関しては、当時の上院議長であり憲法制定後に独立準備政府大統領に就任するマニユエル・ケソン（Manuel L. Quezon）の意向が強く影響しているといわれている¹⁰。

独立準備政府発足後、1936年には国語研究所が設立され、国語選択の材料とするべく

(1) 50万人以上の話者人口を持つ言語の調査、(2) 語源を同じくする語彙のリストの作

成（同音同義語，同音異義語など），（3）統一的な正書法と綴り方の発展のための音声学的，正書法的な研究と考察，（4）接頭辞，接中辞，接尾辞の比較研究，などが行われた。1937年，国語研究所は10ヶ月の調査を経て，文学作品の豊富さおよび研究的著作物の多さ等を理由にタガログ語を国語の基礎言語の候補として推薦すると発表した。そして，1937年12月には大統領令第134号によりタガログ語が正式に国語の基礎言語に制定されたのである。

議会の決定に反したかたちでの条文修正と，その後のタガログ語の国語の基礎言語としての採用は，タガログ語以外のフィリピン諸言語の周辺化をまねくこととなった。スペインやアメリカの植民地支配者たちが政治的・経済的な経営・支配の中心地としてマニラ（Manila）を設定して以来，マニラ周辺の土着の言語であったタガログ語が他の言語に比較して優位にあったことについてある程度の共通認識があったことは否定できないであろう。また当時，言語に関する言説を発信しうる立場にあった人びとが，スペイン語や英語とともにタガログ語について多く言及していることも，タガログ語が当時の言説空間のなかで占めていた地位を感じさせる¹¹。そうした社会的な差異や序列はあったものの，1935年以前は，フィリピン国内の諸言語は法的に「等しい」存在であったといえる。その「等しさ」が1935年憲法の制定とのちの国語の基礎言語としてのタガログ語の採用によって大きく変化したのである¹²。

国民国家建設の基礎作りの一部としての国語の選択は，国語（の基礎言語）であるタガログ語を除いて，すべてのフィリピン諸言語を「周辺化」，「地方語化」するという代償によって成立したものであった。そのため，1937年以降，憲法改正の議論が行われるたびに，フィリピンにおける国語のあり方についての論争は繰り返されることとなった。言語選択の議論においてつねに大きな論点となったのは，国語は単一の言語からなるべきなのか，複数の言語が含意されるべきなのかという点であった。

また，これに関連して英語の位置づけについても頻繁に議論された。ここでは，いわゆる世界の「グローバル化」が進みそれにともない英語が世界共通言語と認識されるなか，英語能力があるからこそ世界経済の舞台でフィリピン人が活動できるのであるから，この

英語能力を更に高めるための政策を国家として採用するべきである、という論調が示される。この英語重視は国語への反発とも表裏一体の関係にあった。つまり、英語の実用言語としての優位という主張に加えて、土着の言語が多数存在する多言語社会における一言語の優遇という状況を拒否するために「土着性」の点で偏向の少ない英語を選択する、国語教育の影響で低下してしまった英語能力を取り戻す、といった言説がたびたび示されるのである。

むしろこうした議論には、タガログ語擁護というタガログ地方主義の偏狭さからではなく、広くナショナリズム的観点から国語を推進しているのだと主張する国語推進派による反発が見られ、その結果として「ナショナリズム的国語推進派」対「タガログ語中心主義的国語への反発としての英語推進派」という構図が生じてきた¹³。

さて、1935年に端を発する言語議論は、本節冒頭で示した1987年の多言語指向の憲法改正によって一定の結論を得たと思われた。しかし、以下に述べるように、権力者による一言語の特権化は容認され得ないものとして大きな抵抗を生み出すのである。

3 国語の普及政策へのセブアノ語話者の抵抗

本節では国語に対する母語話者の抵抗の例として、1988年の大統領令に端を発するセブアノ語話者による国語への抵抗をとりあげる。

セブアノ語はフィリピン中・南部に位置するネグロス島 (Negros) , セブ島 (Cebu) , ミンダナオ島 (Mindanao) などで母語として、また地域共通語として話されている言語である。セブアノ語は、国語の基礎言語であり首都周辺の言語でもあるタガログ語、またルソン島 (Luzon) 北部で用いられるイロカノ語 (Ilocano) とともにフィリピンの三大言語を構成している。母語話者人口はフィリピン人口の20%以上であり、タガログ語に次ぐ話者人口を保っている。

前節冒頭で示したとおり、フィリピン憲法における国語規定は、単一言語を想定した1935年憲法を経て、多言語的な発展を想定した1987年憲法へと改定が行われた。しかしこの1987年憲法の制定直後の1988年、コラソン・アキノ (Corazon Aquino) 大統領は、すべ

ての政府機関の業務通達、通信において、フィリピン語を使用へむけて措置を講ずることを命じる大統領令第335号¹⁴を発令した。

セブ州議会はこの動きに対してフィリピン史上初めてといえる大きな抵抗を試みる。「国語は現在のところ発展途上であり今後さらに発展していくものであると憲法において明記されていること（にもかかわらず大統領令で使用を命ずることへの疑問）、フィリピン議会は公的コミュニケーションにおける使用に対して明白な決定をしていないこと、大統領令第335号の法的正当性への疑問、フィリピン語の普及のためにタガログ語を全ての学校で使用することを命じた政府機関があること、タガログ語あるいは（現在の）フィリピン語は憲法で謳われているフィリピン語とは明らかに異なること、タガログ語をフィリピン語と偽ることは明らかにフィリピン人に対する詐欺行為であり憲法条文に対する裏切りであること」を理由に1989年にタガログ語使用の禁止を柱とする89-8号条例を採択したのである。

同条例では、セブ州における公用語は司法分野も含めて英語および／もしくはセブアノ語とすること、セブアノ語で国歌を歌うこと、タガログ語もしくはタガログ語に基礎をおく言語の教授言語としての使用の禁止、などが定められている。この条例の特筆すべき点は、従来の国語批判の言論に見られる英語選択というかたちではなく、自らの母語を積極的に用いることを明示している点である。

続く1995年には95-11号条例によって、セブ州内の学校において教授言語として英語を使用し、セブアノ語を初等の学年における教育の補助言語とすることが決定された。また、この条例では委員会によって罰則規定を設定することも定められている。

セブ州のこうした動きに呼応して中央政界でも、下院議会での大統領令撤回請求案提出、二言語併用教育政策¹⁵の無効請求、大統領令第335号への告訴、閣僚への集団提訴なども行われた（松永、2005a : 58-59）。しかしセブ州によるこれら二つの条例の採択後、具体的にどのように条例の記載内容が実施されたのか、については新聞による若干の報道をのぞいてほとんど伝えられていない。

また、これは大きな問題点であるといえるが、本条例に対しての地域住民の認知度も決して高いとはいえない。筆者が2003年に187名のセブアノ語母語話者に対して行った言語

意識に関するアンケート調査の結果をみても（松永，2003b），セブ州による反国語の動きを十分に認識していたことを示すような回答は見られない¹⁶。同調査ではセブアノ語話者の国語に対する意識調査も行っているが，国語の基礎言語としてのタガログ語（の地位）および現行の国語のあり方を容認する回答者数は総回答数の半数以上を占めている。セブアノ語話者の言語意識，言語使用について調査したKobari（1999）も結論で，その調査のもととなった1983年のAnelita Reyesによるセブアノ語話者言語意識調査と比較して「フィリピン語がより国語として認識され」，「調査対象者たちにとってより肯定的に受け入れられるものになってきている」と指摘している（Kobari 1999: 64）。

以上，セブアノ語地域の政治指導者の動きおよび地域住民の態度の双方からセブアノ語地域の動向を見てきた。ここでいえることは，セブ地方の政治家から始まり中央の政治にまで波及した反タガログ語，反国語の動きは，地域住民の支持を得た大きな運動になることができなかつたということである¹⁷。「大文字の政治」主導の動きが，当該社会全体を巻き込んだ大きな政治的な動きにならなかつたこと，その点こそが最大の失敗である。

結果として，このセブ州の動きは，歴史的に長いあいだ繰り返されてきたタガログ地方出身者とセブアノ地方出身者間の中央における政治権力争いに過ぎない，あるいは，フィリピン中央国家の税収に貢献しているにもかかわらず，その再分配において不公平な処遇を受けているなど，中央集権国家における地方への配慮の有り様に対して批判的な一部の地方政治家による，過度に反中央的な政治的デモンストレーションに過ぎないという判断を言語政策研究者たちに下されてしまっているのである（Gonzalez, 1991）。

4 新しい運動のかたち

2000年以降，第3節で挙げたような「大文字」の政治主導の反国語運動は目立たなくなつてきている。しかし，フィリピンにおける国語についての議論が止まってしまうわけでもなく，また母語をめぐる運動がなくなつてしまっているわけでもない。以下では，2000年代以降に活発化している「新しいかたち」の運動としてDILA（Defenders of the Indigenous Languages of the Archipelago）およびSolfed（Save Our Languages

Through Federalism)の活動を紹介したい。

4.1 DILA: Defenders of the Indigenous Languages of the Archipelago

DILA (Defenders of the Indigenous Languages of the Archipelago¹⁸) は2001年11月2日に組織されたディスカッション・グループである。組織の創設当初はUnited Non-Tagalogs (非タガログ諸言語連合) と称していたが、後にDILAと改称し、現在300人を超える参加者を持つ¹⁹。

DILAは、現在のフィリピンの言語状況に対して「フィリピンにおいては、タガログ語を基礎とした国語の体系的な普及を目指す言語政策によって、全ての土着言語が学校および政府から排除されてきており、またマスメディアや一般社会からも絶えず排除されている²⁰」との認識を示している。そして、このことによって次のような問題が起こっていると指摘する。

- 「第一言語による確実な基礎があつてこそ、それ以外の言語の学習が保たれるという教育者や心理学者らの研究の成果にもかかわらず」フィリピンの現行の教育政策では「タガログ語非母語話者である子供たちが第一学年の段階から二つの外国語、つまり英語およびタガログ語を基礎としたフィリピン語による教育を余儀なくされている」こと
- 「別の諸言語の損失や犠牲によって成り立つひとつの言語の特権的な地位は、(言語間の) 差別を形成するものであり、それは非タガログ語話者(たいていの場合彼/彼女らは教育的・経済的中心であるメトロマニラから遠く離れている)のこうむる損害を拡大するのみならず、影響力が強くまた流行発信地でもある首都圏のマスメディアと社会一般によって付与されている、非タガログ語は劣ったものであるとのステレオタイプを増強することにもなる²¹

以上の現状分析を踏まえてDILAは、「言語問題に取り組まなければ、フィリピンの多くの問題はますます悪化するに違いない。フィリピンの多言語的、多文化的、多民族的性格を認識することによって本当の平和や協調、進歩は達成されるのである」と述べ、DILAの組織的使命を「政府および一般の人びとのあいだで深刻さを増しているこれらの言語問題(タガログ語を中心とした言語政策によって引き起こされている二つの外国語による教

育、言語間の差別化など)について(広く)人びとが意識することを促し、言語政策の変更を実現し、土着の諸言語を再活性化し、それらの言語をフィリピン社会における正当な位置へと復帰させること、それらの実現への一助となること²²と定めている。

DILAはインターネット上での活発な議論を活動の中心としている。2001年11月の創設以来、ウェブサイト上での意見投稿、資料投稿および議論は2008年12月までに21300通以上を数えており、月平均にして250通近い投稿数である。

このメーリングリストでは、タガログ語中心の現行の教育政策やメディアなどに見られるタガログ語に偏向した報道などといったものをタガログ語主義(者)(Tagalista(s))と呼び、そうした動きに対しての辛辣な攻撃が多く見られる²³。しかしこのグループはこうした攻撃的な言論活動にとどまらず、フィリピン諸言語の語彙についての検討²⁴、国連世界人権宣言のフィリピン諸言語訳の掲載、言語調査や言語政策研究など学術的議論の紹介²⁵、フィリピン以外の地域での言語議論についての紹介などが行われている。

DILAは、少数言語も含めた「諸島の諸言語の守り手、守護者、擁護者」を標榜しているわけであるが、この組織の会員たちが、同じく諸島の言語のひとつであるには違いないタガログ語をも含めた上で、今後どのように諸言語を擁護していくのかという点も問われるだろう。この点に関しては、現在のタガログ語優位という現実を脇に置き諸言語の平等のみを唱える、というタガログ語擁護者によって常套的に行われている議論のすり替えである、として退ける意見も見られる。こうした強い態度は、少数的立場から声を出していく場合にとられる戦略的・攻撃的な「構え」、対抗言説形成のために戦略的に選択される戦闘的姿勢としては十分に理解しうる。しかし、もし将来的にタガログ語を中心においた現行の言語政策が何らかのかたちで解体し、タガログ語がフィリピン諸言語のひとつという立場に戻った場合、現在示している戦略上の攻撃的態度を、組織の名称に悖らないかたちに発展的に変化させていくことができるだろうか。このような点も含めた言説の理論化が問われていると言えよう。

4.2 Solfed: Save Our Languages through Federalism

Solfed (Save Our Languages through Federalism)は、2003年4月30日に、パナイ島(Panay)イロイロ市(Iloilo)においてNGOとして登録されたグループである²⁶。

Solfedは、フィリピンの連邦化、地方政府内の生産活動による税収の地方住民への還元も含めた財政的自治、連邦諸州の民族言語的な多様性、平等性、団結力、互助に基づく統合の支持、などを活動目標に掲げている。

DILAがインターネット上での議論を中心としているのに比べて、Solfedの活動は、多言語主義を主題とした会議の開催、青年層のグループの組織化、フィリピン各地の支部組織形成など、より実体的なものである。主な活動実績として、連邦制に基づいた改正憲法案の議会への提出（2005年）、国家文化芸術委員会主催でフィリピン大学セブ校において開催された言語研究会への論文提出といった、政治的、学術的活動を行っている。また、新聞、ラジオ、テレビなどでの運動の広報活動のほか、青年層の会員を中心として支部を各大学に設けるなど、組織的な拡大にも力を入れている²⁷。最近では、2008年12月には西ビサヤ大学に設けられたSolfed支部と大学の協力により、連邦制の議論において中心的な役割を果たしている政治家の一人であるフィリピン上院議会議員のAquilino Pimentel, Jr. を招き、講演と討論会を催している。

こうした活動のなかでも、言語保護という点で特筆すべきは、ミンダナオ島ブトゥアン（Butuan）にあり絶滅の危機に瀕しているとされるブトゥアン語（Butuanon）の保護を目的として行われたブトゥアン語教授のための教育シラバス作成への協力である。作成協力者の証言によると、完成したシラバスの使用を打診したところ、フィリピン教育省カラガ（Caraga）支部から、「国語はフィリピン語である」と口頭で伝えられ（このシラバスの利用を拒否され）たことが示されている。その後、慈善団体の援助を通じた教育省との交渉の結果、小学校でこのシラバスを用いたプログラムの実施の覚書が交わされ、特別教育校において利用を開始している。受講生の反応は良好であり、彼／彼女らはブトゥアン・アイデンティティと文化への関心を示しているという²⁸。

4.3 新しい動き 限界と可能性

こうしたグループによる活動は、「大文字」の政治的な実行能力やその権力を持たないという意味では影響力の強い活動であるとはいえないかもしれない。一般市民レベルでの「草の根の活動」としての影響力を考えた場合、特にDILAの活動は、インターネットへのアクセスがすべての人に開かれているとは言い難いフィリピンの状況を考えれば、言論活

動としての力はまだまだ限定的であるともいえるだろう。

しかし、こうした「草の根の」「下からの」活動は、前節で見られたような地方政府の為政者たちの政策実行とそれに対する地域住民の認知の乖離と比較すれば、地域住民との近さという点で有効性が高いものであるといえる。またSolfedの活動に見られるように、こうした組織の活動は、国家の政治の中枢に位置する人々との交流も容易にこなす柔軟性も持ち合わせている。母語と母語話者の立場を表明し、母語の困難や危機に対する注意を促し、さらに政策提言とその実現に向けた実効的な活動の可能性も有した新しいかたちの運動となる可能性があり、注目に値するものであるといえる。

フィリピンの言語政策研究の第一人者であるAndrew Gonzalezが1996年の著作のなかで「一部のセブアノ語話者の動きに過ぎないもの」としていたような言語運動（Gonzalez, 1996）は、新しい形態による活動としてより裾野を広げながら継続されているのであり、決してなくなってしまったわけではないのである。

5 母語擁護を明確に打ち出した言語政策提言

前節で示したのはいわゆる一般の人々による言論活動であり「小文字」の政治的行為であったといえる。母語をめぐるもうひとつの動きとして、本節では改めて「大文字」の政治的発言を扱う。ここでとりあげるのはミンダナオ島出身の上院議員Aquilino Pimentel, Jr.²⁹によってフィリピン上院議会で行われた特別演説である。この演説では現在の国語政策によって引き起こされる母語の危機への認識に基づいて、母語の擁護という目的を明確にし、かつ具体的な政策を示した提言が行われている。

5.1 Pimentelの主張

この演説は、「我々の諸言語を保護することが／共和国を強化することに」（“Preserve Our Languages/ Strengthen the Republic”）と題して2007年9月8日に行われた³⁰。

この演説でPimentelは、話者人口の多い主要なフィリピン諸言語も含めてすべてのフィリピンの言語が、タガログ語を除いて消滅の危機にあると述べるどころから議論を始めている。続いてPimentelは「言語を国民統合の要素として捉える」ことを「ナポレオンの発想（Napoleonic idea）」とよび、その発想が「20世紀初頭の国家建設者たち、政策策定

者たちの考えを支配してきてきた」と述べている。このように多くの言語が存在する多言語社会でひとつの言語を特権的な地位に採用することが招いた悲劇について、他国の例を紹介して以下のように述べる。

パキスタンの超国家主義者がイスラマバードにおいてウルドゥー語がパキスタンにおける唯一の国語・公用語であると宣言した後に、パキスタンの統合とならなかったことを。そして、それが西ベンガルの分離を引き起こし結果としてバングラデシュの形成を招いたことを学ぶべきである。現在も進行中のスリランカの内戦は、タミルの人々の反対を押し切ってシンハラ語を単一の国語として強制したことを主要な原因としています。ベルギーもほぼ内戦と叫ぶようなものを抱えていました。

続いてフィリピンについても「タガログのようなひとつのエスニックグループの言語を他のエスニックグループに強制するということは、国民的組織性を分離させ壊すことになる」と述べ、上述のような他地域における分離や紛争がフィリピンでも起こってしまう可能性を指摘する³¹。

さらに、こうした一言語の地位の特化は次のような事態をも招いているのである。「1970年代まではセブアノ語とその多様な方言を用いるフィリピン人はタガログ語を用いる人口より多かった」が、1937年の国語の基礎言語としての採用以降「私たちの多くはセブアノ語にくらべて、タガログ語のほうをより理解し、より話している」。その理由は「学校教育、ラジオ、映画、テレビなどでの日常的なタガログ語・フィリピノ語の使用のため」であり、いまや「私たちの土着の言語を守るため骨を折らなければ、それらの言語は結果的に私たちの意識から完全に消えてしまい、そして話す、書くといったコミュニケーションからも消えてしまうと、タガログ語地域で出生していない私たちの多くが考えている」と述べ、警鐘を鳴らしている。

またこれは非常に重要な点であるが、Pimentelは単にフィリピン国内の主要な言語にのみ言及するのではなく「4つの小さな町で話されているに過ぎない」とされているサンバリ語 (Zambali) についても、さらなる危機にある言語の例として具体的に言及している。

さて、以上の現状認識を踏まえて、Pimentelは、フィリピン諸言語が今現在危機的状況にあることを訴えそのための解決策を今すぐに実行・検討する必要があることを主張する。Pimentelは「私たち非-タガログ語話者が生存の可能性を求めるならば、何ができるであろうか」と問いかけ、その策として(1)教育カリキュラムの改正、(2)フィリピンの政治体制の連邦制への転換、の二つの提言を行う。

(1)「教育カリキュラムの改正」では、初等教育の第一学年から第六学年における教授言語としてさまざまな地域における主要な言語を用いることを提案している。また、英語とタガログ語の言語科目についても、地域の主要な言語を教授用語として用いて教えることを提案している。このカリキュラム改正案は、法改正などを通さずとも、教育省の法令の発効のみで比較的容易に実行できるものであるとされている。また、仮に法改正が必要な場合でも、立法議員たちの同意を取り付けることは難しくないとしている。

(2)「連邦制への転換」については「連邦制はより複雑なシステムであり、国民が連邦制の採用の効果について理解し、また議員間で連邦制の意味合いを話し合うには時間が必要である」としながらも、現在の危機的な言語状況への恒久的な解決策として「市民の言語的な選好 (linguistic preferences) を主要な基礎として」10州からなる連邦州制度を導入することを提示している。連邦制の採用には憲法の改正が必要であり、より長期的な議論が必要であるが、仮に連邦制が採用されれば、「連邦州は特に言語をその主要な構成要素とする自らの文化というものをより良いものにしていくことが可能になる」と持論を述べている。さらに、フランコ政権後のスペイン、英国、ベルギーそしてスイスなど「複数の言語が、分離問題の原因となるのではなく、安定への貢献となっているような国家」の例を挙げ持論の正当性を訴えている。

最後に、政府の同僚たちに向け「私たちの諸文化を拡張するために私たちの諸言語の保護を助けてください、そうすれば国家は強くなります」と呼びかけさらに「私たちすべてが一つになるための共通の言語が必要であるということを考えはじめなければいけません。しかし同時に、私たちは国家のさまざまな言語を保護しなければなりません。そうした言語の保護が国家の社会的な紐帯を強いものにします」と述べ演説を締めくくっている。

5.2 Pimentelの提案 - その実効性

ここで、この二つの提案の実効性について検討してみる。

(1) のカリキュラム改正案については、Pimentel案とは異なる形態ではあるが、母語の使用の点でやや類似した教育実験がかつて行われている。それは1999年にLingua Franca教育政策と名付けられた教育実験である。そこでは各地域の共通語あるいは学習者の母語の状況に即してタガログ語、イロカノ語、セブアノ語の三言語のいずれかを教授言語として用いて実験的な教育が行われた。結論として、従来の国語と英語による教育に比べて、地域共通語を用いた場合の方が教育効果が高いことが実証されている（金，2004）。金（2004）で指摘されているこの教育的実験の問題は、ジョセフ・エストラダ（Joseph Estrada）からグロリア・マカパガル＝アロヨ（Gloria Macapagal-Arroyo）への政権交代のあおりを受けて、その有効性にもかかわらず政策継続のための予算がつかず、以後の実施が停滞しているという点である。Pimentel案では、演説の論旨から判断して、さらに多くの地域共通語が教育で用いられることになるはずであり、Lingua Franca教育政策以上の財政面での難しさが予想される。

また、財政面以外でも問題点はあるだろう。地域共通語による教育は二言語併用の教育よりも効果的であるとはいえ、すべての母語話者に対応することが難しく、結果として提供される教授言語が学習者に適した言語になるとは限らないという点である。そうした状況に対応して教授言語を増やすことはそれだけ必要な予算の増加を意味する。

(2) の連邦制への移行は、Pimentelもいうとおり「扱いの難しい」ものである。しかし財政管理も含めて各地域の実態に即した政策がおのおのの裁量で実施できるとすれば、中央集権的な教育・言語の強制に比べれば、より効果的かつ地域感情に根ざした制度になる可能性が高い。

もちろん問題もある。Pimentelが言うような「市民の言語的な選好を主要な基礎とする」言語を各州が選択することが簡単なことではない、という点である。現代社会における人の移動・越境の多様性を考えた場合、州と州を跨ぎ移動する州間移民、あるいは州内移民が多く見られることは想像に難くない。このような人々の移動の時代において、各州において主要であり標準的であるとみなされた言語のみによる教育が行われるとすれば、

言語的な選好を考慮した地域の分割というものは理想図に過ぎなくなってしまう³²。とすれば、この連邦制は、国語と英語のみを教授言語とすることでその学習者の母語に対する配慮をしていないという点で硬直を抱えている現在の中央集権的なフィリピン教育と同様の状況を諸州で生み出し、結果として「問題を抱えたフィリピン教育の縮小版」を再生産する可能性、しかも複数再生産する可能性があるだろう。

これは、フィリピンの多言語状況を、地域という「場所性」の発想から考えていることに起因する問題である。地域内の多言語状況に対してその地域内の主要言語で対応するという発想は、多言語社会が抱える「言語問題」を解決するためのひとつの方策として認めうるものではある。しかし、現在ではこの「地域」を中心とした多言語状況の捉え方に代って、多言語社会に生活する「個人」を多言語社会の中心に据える理論化とその理論に基づいた教育実践が行われつつある。そのなかでも先例として強い影響力を持ちうるのが「ヨーロッパ言語共通参照枠 (Common European Framework of Reference for Languages: learning, teaching and assessment)」である。従来の多言語主義 (multilingualism) が当該社会における多言語の併存状況を指しており、学校教育制度において学習者が学習すべき言語を多様化することで対応可能としていたのに対して、複言語主義 (plurilingualism) では、個人の文化的文脈のなかでの言語的経験が家庭の言語から社会の言語へそして他者の言語へと拡張するという事実、そして、個人はこうした言語を個人の中にとどめるのではなく、これらの言語的経験と知識を相互に関連、活用させながらコミュニケーション能力の形成を行う、という点を強調する (Council of Europe, 2001: 4)。

こうした考えは、フィリピン国内の連邦制の採用においても有効な視点である。従来の地域性を重視した多言語主義ではなく、フィリピン国内の移動に際して起こるさまざまな異言語との交流を、移動する個人、地域内に生活する個人がその能力を育てていく過程である、と捉えること。そのためにさまざまな言語教育的な選択肢を提示すること。これは多言語社会フィリピンにとって、ひとつの大きな試みであり、経済的対価や予算の面、実行の準備にかかる時間³³、など、課題も多い。また、福島 (2008) によれば、複言語主義は現状を描写したものというよりは、理念を表したものであるという (福島, 2008 :

30) . つまり、未だ存在しない理念的な言語（学習・習得・教育）環境を作り上げていくという難しさも有しているのである。しかし、同じく福島が言うように、複言語主義が、従来の国民国家を単位とした言語観，人間観を解体し個人-社会を対置している点で「国民国家主義のイデオロギーに対する対抗理念（福島，2008：30）」であるとすれば，国民国家中心の中央集権体制を脱し連邦制に移行する際に，各州がまさに「参照」し，検討する枠組みとなる可能性もあるのではないだろうか。

連邦制採用に際しては，州間移動あるいは州内移動といった人々のさまざまな越境を，越境者本人による「自己責任」で簡単に片付けてしまうのではなく，どこまで州レベルで対応できるのか，が問われる。連邦制の形態は決して一様ではなく状況にあわせて複数の形態がある（UNDP，2004：50）。各州の状況に合わせて連邦制への移行の進度を調整することや，中央政府との結びつきの程度を調整することなどが求められるであろう。

6 社会的現実としての言語政策と言語政策研究者

ここまで，フィリピンの言語政策における，国政レベルにおける国語選択とそれが生み出した諸言語の「地方語化」，国家の政策に対する地方政府の反応，市民による新しいかたちの母語擁護運動，母語擁護の可能性をもった政策提言について通時的な視点から論じてきた。本節では，フィリピン社会の諸アクターによって行われている言語議論や言語政策に対して，こうした言語現象の記述者であり分析者であるフィリピンの言語政策研究者たち³⁴がどのように関わってきたのか，という点を検討したい。

6.1 フィリピンの言語政策研究の傾向

第4節で述べたとおり，21世紀に入ってから，周辺化された言語の擁護者たちや話者たちの議論は新しいメディアを用いて行われるようになってきている。本論では，わずか2つの組織にしか言及していないが，個人運営のホームページまで加えるならば，新しいかたちの言論活動の数は相当数にのぼるであろう³⁵。また，第5節でふれた連邦制への移行の議論は，まさに「大文字」の政治における言語議論の極みであり，言語政策研究者ならば何かしらの所感を持ちうる議論のはずである。しかし，結論を言えば，フィリピン社会において周辺化された言語と話者に関する問題提起に対して，フィリピンの言語政策研究者

は積極的に関わってこなかった，ということになる．なぜ彼／彼女らは積極的に声を出していないのであろうか³⁶．

直接的な理由を示すことは容易ではないが，その背景のひとつとして，フィリピン国内の主要な言語政策研究者が古いタイプの理論を前提として言語政策記述を行ってきたということが挙げられる．1950年代からの言語政策研究の発展に伴い，言語に関わる政治についての諸過程についての理論化や類型化がEinar Haugen, Heintz Kloss, Joshua Fishmanなどによってこれまでに試みられてきたのであるが，フィリピンの研究世界においては，そうした理論のうち最初期のものを利用して研究が行われている，あるいは，そうした初期理論を利用して書かれた古典的論文の再利用にとどまっているのである．Klossにより示されたstatus planning（地位計画）とcorpus planning（実体計画）の類型化や，これを利用して理論を精緻化したHaugenの改訂版の言語政策の過程モデルは，言語政策研究者にとって財産であり，研究を始める際の出発点として未だに重要性を失ってはいないだろう．しかし，これらのモデルは，社会科学のなかで，国民国家の形成過程の分析や国史の分析など，国民国家を単位とした分析が力を持っていた時代のものであるとも言える．ここでは国民国家の建設や国民国家体制の維持を前提として，言語選択の合理性や効率性，費用便益分析などが言語政策の評価に用いられていた．こうしたモデルは，国民国家を単位とすることによってもたらされるさまざまな問題や限界に気づき，新しいモデルを提示していくなかで更新，乗り越えがはかられてきたものである．

しかし，フィリピンにおいては，まだそうした理論の更新への対応が十分であるとは言えないようである．例えば，Tove Skuttnab-KanagasとRobert Phillipsonによる母語概念の再考，Fishmanが1991年に提示した「逆行的言語取り替え」，従来の言語政策の限界と今後の方向性を示したBlommaert（1996），Tollefson（2004），ネイティブ派社会言語学，言語帝国主義論といった論考に言及されることはほとんどないのである³⁷．

さらに記述様式にも問題がある．多くの言語政策研究が，言語政策の歴史を時系列的に追っていくという手法をとっているのであるが，その歴史的経緯とは主として国家における言語選択の歴史であり，国家によって行われてきた言語政策の客観的記述ということになる．国民国家中心の歴史記述にとっては，国語選択によるフィリピン諸言語の周辺化とい

う事態は中心的に描かれるべきことではない。結果としてその記述は、国民国家形成に際してどのような言語が国語として選択されたか、かつての植民地支配によってもたらされた外国語の影響力に対する対応はどのようなものであったか、国語選択に続く政策によって国語がどの程度普及したのかといった点が焦点となる。そして、国語の普及は国家政策の成功であり、国民による国語への信任を表すものであるという論調が、ときに「暗に」あるいはときに明示的に³⁸示されるのである。

以上、フィリピンの言語政策研究の「研究傾向」の概略を示したが、こうした傾向は未だにあまり変化していないようである。こうした「学問的傾向」のため、第5節でふれた連邦制への移行の議論なども含め、言語政策研究者にとっては積極的な発言が求められる状況にもかかわらずその声がなかなか聞こえてこないのではないだろうか。そのようななか、特に2008年以降、フィリピン言語委員会 (Komisyon sa Wikang Filipino) の委員長代理でフィリピン大学言語学科教員でもあるRicardo Ma. Duran Nolascoは母語教育の重要性について積極的な発言をしている³⁹。こうした動きに言語政策研究者も呼応していく必要がある。

6.2 言語政策研究者の課題

6.1で述べたとおりフィリピンの言語政策研究の傾向が示しているのは、それらの研究が国民国家を中心とした記述であったという点である。結果として諸言語の周辺化に言及することは希であり、ましてや、それらの言語の活性化や擁護に発言が及ぶことはほとんど無い。一方で、第4節で見たような新しい言論活動のなかでは、国語の成立にともなう母語話者の葛藤、自らの母語の存続に関する危機意識は、母語の保護を訴える言論運動として活発化している。さらに、第5節でみたPimentelのサンバリ語への言及は、自らの母語の擁護の主張を越えて「他者の母語」への配慮さえ含まれている。

言語政策の研究と社会的実践のあいだには、これほどまでの乖離が見られるのである。

このような状況は変える必要のないものなのであろうか。社会のさまざまなセクターが周辺化に対して声を上げているなか、言語政策研究は「言語現象を客観的（歴史的）事実として記述すること」にとどまり続けるのだろうか。

筆者は、言語政策研究とは「言語現象に評価を加えることで、何かを社会へ訴える積極

的活動」であるべきだ、と主張したい。そのためにはまず、研究者自身も記述対象たる社会の一員であり研究者は社会の外部から対象とする社会を記述することはできない、という点を確認する必要がある。そのように考えた場合、言語政策研究については次のようなことが言えるのではないだろうか。

- 研究にあたっては客観的事実が用いられるべきであるが、その事実に対する分析においては、社会の成員である執筆者と社会との関わりが影響を与える
- 研究者による社会現象の記述は、人々に読まれるという行為を通じて社会へ影響を与える可能性がある
- 研究者自身が、社会の影響を受けて変化（あるいは変質）する可能性がある

つまり社会における諸現象と研究者の研究は相互作用するものなのである。

では、そのような認識を踏まえた上で、言語政策研究者は具体的には何を行うことができるのか。筆者なりに考えを挙げてみる。まずは言語の危機、話者の葛藤といった、言語をめぐる社会的現実に対して敏感になること、そして、そうした現実を記述し危機や葛藤をできるだけ多くの人々に伝え考えってもらうこと、から始めなければならない。こうした執筆活動と同時に、それらの社会的現実を変えるためにどのように関与できるのかを考えていくこと、実践も重要である。例えば、第4節で見たような新しい言論活動に積極的に関わっていくこと、NGO/NPOといったボランティア・セクターの活動への参加・貢献も可能であろう。さらに言えば、「大文字」の政治への提言も可能な限り行っていく必要がある。

研究者の最大の「武器」が書くことであるとすれば、書くことを中心にして社会へ積極的に関わっていくこと、書くこと・伝えることが持つ「社会への影響／社会からの影響」を意識した研究活動・実践活動を行うことが必要となる。

こうしたことは、どこかよその場所の他人事ではなく、本論文を書いているという事実も含めて筆者自身にも問われている課題である、と述べることで本節の論をとじることとする⁴⁰。

7 おわりに

本論文では国家の国語選択がもたらしたフィリピン諸言語の周辺化と、そうした周辺化

に対してこれまで行われ、また現在も継続的に行われているさまざまな抵抗活動・対抗言説の形成について論じた。

フィリピンの言語議論は1935年の国語選択を出発点としていまだに解決をみておらず、国語制定と国語普及のあり方は依然として母語話者の危機意識を生じさせる要因であり続けている。そのようななか、セブ州政府による動きは、国語政策に対して明確に反対意思を表明したという意味においては、一定の意義があったといえる。しかし、地域住民との一体性を持つことのできなかつたこの抵抗は成功したとはいえない。

周辺化したフィリピン諸言語の話者による抵抗や対抗言説形成は無くなってしまったわけではなく、今日、インターネットなどのメディアも活用しながら新しいかたちで継続している。また本論で取り上げたSolfedは地域の少数言語を用いた教育シラバス作成など実効性のある活動を行っており同様の活動を始める際のモデルとなり得るものである。また、「大文字」の政治の場からも新しい提案が行われている。本論文では上院議員による母語擁護とその具体的提案に関する演説をとりあげ、政策実行の可能性について検討した。

最終節では、国語の制定以来継続されている周辺化したフィリピン諸言語の話者によるさまざまな活動と対比して、言語政策研究者が果たしている役割が少ないことについて、その要因の背景について論じ、社会の内部にある言語政策研究者がどのように活動を行っていくべきなのか、その課題について論じた。

本論文を締めくくるにあたり、今後の課題についてやや詳しく述べておきたい。

連邦制については本論文執筆時でもまだ継続的に議論が行われているものである。本論文では母語擁護に深く関係する議論としてPimentel演説によって述べられた内容にのみ触れるにとどまったが、連邦制とそれに関連する言語的自治の問題は、ここ数年にわたってフィリピンで繰り広げられている大きな政治議論の文脈に則して考えていく必要がある問題である。

現在、フィリピンでは、2010年の大統領選挙を前にして、現大統領の処遇をめぐる、大統領本人の意向、上下両院、与野党、次期大統領候補など多くの政治関係者たちによる駆け引きが行われている。連邦制の議論はそもそも2004年の大統領選挙時の不正疑惑によ

り支持率の下がったマカパガル＝アロヨ大統領が、2005年に自身の支持率回復を狙って行った大統領施政方針演説で、憲法改正着手を確約したことに始まるものである。憲法改正では、大統領制から議院内閣制への移行、外資規制の見直しなどとともに、連邦制への移行が論点として提出されている。つまり、連邦制はさまざまな憲法改正の項目のひとつとして取り上げられている議論なのである。また連邦制移行の理由としても、フィリピン各地域の開発格差の解消、南部ムスリム地域と政府のあいだの問題の解決などさまざまに言われており、言語的論点の優先度が高いとは一概に言えない。このように、フィリピン政治の大きな文脈のなかで埋もれてしまいそうに見える言語的自治の問題をいかにフィリピン社会全体の議論にしていくのかが問われている。

以下、言語政策研究が今後検討すべき課題を具体的に挙げる。

まず、連邦制を検討するためには、現在の中央集権的な行政制度、官僚制度のなかで、地方行政がどのように行われているのか、特に教育関連官庁の実体を探ること、それに加えて連邦制採用後の制度変化によって省庁の再編などがどのように行われる可能性があるのかについても考える必要がある。これにより、言語政策に関する国家の根本的な制度変更の利点について、経済効果的な側面からの分析が可能になる。教育やマイノリティ擁護に関わる政策に経済効果の尺度のみを採用することは避けるべきであるということを経験に銘じつつ、より深い分析に不可欠な基礎的分析として挙げておきたい。

また連邦制の移行に際して、諸州がどのようなプロセスでどのような言語を州の教育言語として採用するのか、地域ごとの方針について検討する必要がある。地域の主要言語を教育で用いるとする提案は、言うほど簡単なことではない。本論でも述べたように、むしろ、地域を単位とした言語選択ではなく、諸州に住まう個人が生活のなかで必要となる言語を選び取っていくことができるような言語政策上の提言を、言語政策研究者が行っていく必要がある。このような社会実践に研究者が関与するためにも今後の研究の継続は欠かせないものである。

(まつながとしや 東海大学日本語文学系)

注

- 1 本論文は、2008年3月8、9日に台湾東海大學において開催された「2008年東海大學日本語文學系國際學研討會 ことば・ひと・越境」における口頭発表に際して提出した会議論文集の論文「ことば・ひと・越境 フィリピンにおける言語政策から」に加筆修正をしたものである。研討會参加各位からうかがった貴重なお話が本論文執筆の力となったこと（文責はもちろん筆者にある）を感謝の念とともに記します。また、執筆にあたり石部尚人氏はじめ多くの方からご助言いただいたことにも感謝いたします。
- 2 連絡先：toshiya@thu.edu.tw
- 3 この要約の中文翻訳は、東海大學日本語文學系碩士班の白春燕さんの全面協力無くしては実現できなかったものです。感謝いたします（最終的な文責は筆者が負う）。
- 4 言語の「自然／人為」の二分法に対する批判，考察については木村（2005）を参照。
- 5 本論文では、専門家として政治を担う立場，例えば大統領，国家／地方議員，中央／地方官僚などといった人びとの公的な政治行為，議会などでの政治的発言をアルファベットの「大文字」で表される「政治」つまり“P”oliticsとして捉え，それを「大文字」の政治と呼ぶことにする。議会における言語選択議論，政治家による言語に関わる公的発言，関係官庁による言語政策の実施，などがその例となる。
- 6 国語の名称については，1959年に教育省令第7号によりピリピノ語（Pilipino）とされ，1987年憲法よりフィリピノ語（Filipino）に変更された。フィリピンについて語る場合，「国語とは何語なのかについての説明の仕方」や「国語をどう呼称するのか」といったことは，その人の言語政治的な立場を表す可能性があるという意味で非常に政治的な行為である。以下本論文では，引用の場合は引用元に従い，また筆者の論の展開のなかで必要に応じて「（タガログ語を基礎とした）国語」，「フィリピノ語」などと使い分けることにする。
- 7 フィリピンには，100以上の言語があるとされている。母語話者数が最大の言語もフィリピン全人口の30%を越えることはない。さらには，300年以上にわたるスペインによる植民地支配，約半世紀のアメリカ合衆国による植民地支配，日本による占領などを経験しており，外国語の影響力も未だに強く残っている。
- 8 本議会における言語条項に関する諸議員の発言の詳細については松永（2003）を参照。

- 9 本節のアルファベットのイタリック強調および日本語の傍点は筆者による。
- 10 当時の政界におけるケソンの「影響力」が条文改定に影響したことを指摘する論文はいくつかあるが、なかでもYabes (1981) ではより直接的表現で、「ケソン上院議長の命令を受けて (at the behest of Senate President Quezon)」憲法条文の言語規定が改定されたとの見解が示されている (Yabes, 1981 : 2) .
- 11 20世紀前半にあって、言語議論に限らず自らの意見を広く世に問うことのできる立場、例えば執筆活動を行える立場、それを出版できる立場、などは法制的に国語を決定できる立場と同様に権力を付与された特権的な立場であったと筆者は考える。なお、1935年憲法制定議会の前後の言語に関する言説の形成過程、当時の諸論考における「言語問題」の捉え方については、松永 (2005a) の第5章を参照。
- 12 憲法とは国民国家の最高法規としてその構成員が最終的に依拠するべき「決まり」である。国民主権の立場から考えれば、憲法の変更の可能性も含めて権利は国民にある、と考えることも可能である。しかしそれは「憲法の法的拘束力に服しつつ憲法を改正する権力 (稲田, 2006 : 293)」であり、やはり構成員＝国民にとって、そこに定められた規定の影響力は大きいと考えるべきであろう。
- 13 なお、これらの言説はいずれも国家にとって必要な言語の選択という点でナショナリスティックな言説の範囲を超えていない、という点に改めて注意したい。
- 14 この大統領令では、まず冒頭で憲法第14条6項に示されているフィリピン語の国語としての位置付けおよび同7項におけるコミュニケーションと教育における公用語としてのフィリピン語の位置付け、が確認されている。その上で、本令の発令の根拠として、政府機関のコミュニケーション・通信におけるフィリピン語の使用の強化は「政府の事業に関わる人々のあいだの理解を早め… (中略) …これにより、国家の発展にかなう統一性と平和の道具として供与されるものとなる」ことが述べられている。
- 15 1974年に教育文化省令第25号によって実施されて以来、1987年の教育文化スポーツ省令第52号を経て今日まで継続している英語と国語を用いた教育政策。理数系分野では英語を、社会科学目、保健体育科目などでは国語を教授用語として用いている。
- 16 筆者はかつて、後述するDILAのメーリングリスト上でセブ州の条例に関する質問を行ったが、

- ここでもこの条例の認知度は決して高いものではなかった。
- 17 住民の支持が得られなかった要因として、条例の周知の不徹底や、条例で謳われた項目の実施のようすが伝わってこないということ、などを挙げることができるだろう。
 - 18 DILAは直訳すれば「列島の固有諸言語の擁護者」の意。
 - 19 2008年12月24日時点で、335名がインターネット上の会員登録をしている (<http://groups.yahoo.com/group/DILA/2008年12月25日参照>) .
 - 20 DILAウェブサイト内のProfileページより. <http://www.dila.ph/profile.html>
 - 21 <http://www.dila.ph/profile.html>
 - 22 <http://www.dila.ph/profile.html>
 - 23 例えば、2008年1月1日から同年12月25日までに投稿された2600あまりの投稿のうち、およそ600件においてTagalistaの語が使用されている。その批判の一部を挙げると「非タガログ語話者をタガログ語主義者による憎悪や差別から守る（2008年1月2日投稿）」、テレビ局ABS-CBNのタガログ語偏向報道に対するボイコットについての投稿（2008年1月11日投稿）、タガログ語主義者に支配された教育省（2008年3月7日投稿）、タガログ語主義者による、フィリピン諸言語由来の語彙の国語の語彙への「採用」についての言及（2008年5月7日投稿）、タガログ語主義者の帝国（2008年10月7日他多数）、タガログ語主義イデオロギー、タガログ語主義ナショナリズム（2008年6月25日他多数）、タガログ語主義者たちによる母語教育の可能性の否定の歴史の指摘、特にフェルディナンド・マルコス (Ferdinand Marcos)、アキノといった大統領経験者のタガログ語擁護的態度の指摘（2008年11月8日投稿）、国立フィリピン大学こそがタガログ語主義、タガログ・ナショナリズムの中心であるとの批判（2008年11月27日）、タガログ中心主義者の多くが反英語であることの指摘、その理由の説明（2008年12月15日投稿）など。
 - 24 フィリピン諸言語による語彙対照表の掲載 (<http://groups.yahoo.com/group/DILA/database?method=reportRows&tbl=1>)、語彙対照表を文レベルまで拡大した文対照表 (<http://groups.yahoo.com/group/DILA/database?method=reportRows&tbl=3>) など。（共に2008年12月25日参照）
 - 25 Thomas Headlandによるフィリピンの危機言語状況についての研究成果報告書の掲載（余談であるが、危機言語を記録しアーカイブ化するにあたってのその目的意識の点で、筆者にはこの論

文に対する異論がある。) , ビサヤ人, ビサヤ語, セブアノ語といった言語とそれらに関わるアイデンティティの問題を扱ったYoshihiro Kobariの論文の掲載など. <http://groups.yahoo.com/group/DILA/files/> (2008年12月25日参照)

26 以下の記述は, Solfedのホームページhttp://www.solfedphil.org/viewpage.php?page_id=1 (2008年12月25日参照) を参考になっている.

27 Guimaras State College, University of Iloilo, Fr. Saturnino Urios Universityといった支部の名前が見られる (<http://www.solfedphil.org/photogallery.php?album=21>) .

28 <http://butuangularforum.org/cgi-bin/dboard/YaBB.pl?num=1169533022/22> (2008年12月25日参照) .

なお, このページでは, 言語学的な知識の点で決して恵まれてはいなかった著者が, 地域文化のために奮闘している姿も記述されており, 言語保護活動の一端を知る貴重な文章である. それは同時にその現場に言語学の専門家が不在であったことを示しており, 言語研究の専門家の社会貢献について改めて考えさせられる文章となっている.

29 新聞表記, ウェブ上の表現などにならない以下ではPimentelと表すこととする.

30 以下, Pimentel発言はカギ括弧「」で括る, あるいは引用の形式で示す. なお演説を文字化したものについては, <http://wika.pbwiki.com/f/Privelege+Speech+of+Senator+Pimentel.pdf> で参照することができる (2008年12月25日参照) .

31 なお, Pimentelは「私は国語を持つということには賛成しています. 今日議会における多くの時間すでに起こっていることではありますが, 政治的コミュニケーションに外国人の言語 (英語) を用いなくてすむようにするためにも国語は必要です」と述べ, 国語の必要性までも否定する立場をとらないということを演説の冒頭と最後に明言している. これは, 外国語を国語にする動きに対しての自身の立場を表明し, また現行の言語政策に対して一定の理解を示しつつ続いて持論を展開するための演説戦略とも言えるだろう.

32 例えばルソン島北部の州ではイロカノ語が採用されるであろうが, 同地域に多く存在する少数民族言語の擁護はどうなるであろうか.

33 ヨーロッパ日本語教師会編 (2005) によると, ヨーロッパ言語参照枠は「開発に10年を費やし, その前段階である*The Threshold Level*から見れば30年の歳月をかけた言語教育の理念」であ

- る（ヨーロッパ日本語教師会編，2005：37）。フィリピンへの適応に際しても，相応の時間が
必要となるであろう。参照枠そのものへの批評やフィリピンへの適用も含めた詳細な検討につ
いては今後の課題としたい。
- 34 ここでは，フィリピンで活動するフィリピン人研究者を主な考察の対象とする。
- 35 今回取り上げたDILAやSolfedの会員が，個人でホームページを運営し意見発信を行っている例
もある。
- 36 以下の考察は，松永（2005a）第4章におけるフィリピンの言語政策研究の国家中心的な記述の
傾向についての考察，また第5章の「地方語化したフィリピン諸言語」を主題とした研究論文
のテキスト／コンテキスト分析を下敷きとしている。
- 37 こうした理論を用いてフィリピンの言語状況を論じている論文がないわけではない。しかし論
文の多くは海外の媒体への掲載，海外学術機関所属の研究者による研究であり，フィリピン人
研究者によるフィリピン国内での活動はあまりみられない（松永，2005a：第5章）。
- 38 国語を記述言語として用いて言語政策論文を執筆することで，この言語の学術的地位を証明し
つつ，国語政策の成功の歴史をたどるような記述も多い。特に，国立フィリピン大学の関係す
る出版物においてその傾向は顕著である。
- 39 例えば，2008年7月にタイで開かれたSecond International Conference on Language
Development, Language Revitalization and Multilingual Education in Ethnolinguistic
Communitiesにおけるフィリピンにおける母語教育の展望の報告，日刊紙のインタビューへの
応答なども行っている。これらの活動については本論文脱稿直前に入手した情報のためあまり
触れることができていない。国際連合の「国際言語年」との関連なども含め，今後の課題とし
たい。
- 40 この点，筆者はまだ未熟であり，具体的にどのように実践に関わっていけるのか模索中
である。

主要参考文献

- Barcenas, Lourdes (2000) “Ang Wikang Filipino sa Cebu: Isang Sulyap sa Kalayaan at
Kalagayang Pangwika sa Lalawigan ng Pakikibaka.” *Daluyan*, Tomo IX, Bilang 1-4.

- Sentro ng Wikang Filipino. pp.285-293
- Bautista, Ma. Lourdes S. and Tan, Grace O. (ed) (1999) *Filipino Bilingual*. Linguistic Society of the Philippines.
- Blommaert, Jan (1996) "Language Planning as a Discourse on Language and Society: The Linguistic Ideology of a Scholarly Tradition." *Language Problems and Language Planning*, Vol. 20, No. 3. John Benjamins Publishing Company. pp.199-222
- Council of Europe (2001) *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment*. (電子版http://www.coe.int/T/DG4/Linguistic/Source/Framework_EN.pdf 2008年12月25日参照)
- Gonzalez, Andrew Benjamin, FSC. (1980) *Language and Nationalism The Philippine Experience Thus Far*. Ateneo de Manila University Press.
- Gonzalez, Andrew B. (1991) "Cebuano and Tagalog: Ethnic rivalry redivivus." in Dow, James R. (ed) *Language and ethnicity*. John Benjamins. pp.111-129
- Gonzalez, Andrew B., FSC (1996) "Language and Nationalism in the Philippines: An update." in Bautista, M. L. (ed) *Readings in Philippine Sociolinguistics*. De la Salle University Press. pp. 228-239
- Headland, Thomas N. (2003) "Thirty Endangered Languages in the Philippines" in *Work Papers of the Summer Institute of Linguistics, University of North Dakota Session*, vol.47. <http://www.und.edu/dept/linguistics/wp/2003Headland.PDF> (2008年12月25日参照)
- House of representatives (1967) *Constitutional Convention Record vol. I-XI*
- Kobari, Yoshihiro (1999) "Reassessment after 15 Years: Attitudes of the Students of Cebu Institute of Technology towards Filipino in Tertiary Education." in Bautista, Ma. Lourdes S. and Tan, Grace O. (ed) *Filipino Bilingual*. Linguistic Society of the Philippines. pp.56-64
- Pimentel, Jr., Aquilino (2008) *Preserve Our Languages/ Strengthen the Republic*. <http://wikibpwiki.com/f/Privelege+Speech+of+Senator+Pimentel.pdf> (2008年12月25日参照)
- Quakenbush, J. Stephen. (1998) "'Other' Philippine languages in the Third Millennium."

- Philippine Journal of Linguistics*, Vol. 29, nos. 1-2. Linguistic Society of the Philippines. pp.1-22
- Silliman, Rachel Gadiane. (1976) *The Visayans and Pilipino*. PhD thesis (Claremont Graduate school)
- Tollefson, James W. (2002) "Limitations of Language Policy and Planning." In Kaplan, Robert B. (ed) (2002) *Oxford Handbook of Applied Linguistics*. Oxford University Press. pp. 416-425
- UNDP (2004) *HUMAN DEVELOPMENT REPORT 2004*. the United Nations Development Programme
- Yabes, Leopoldo Y. (1981) "Language Policy and Equality of Opportunity for Advancement." *Philippine Journal of Linguistics*, Vol. 12, No.1. Linguistic Society of the Philippines. pp.1-10
- 稲田恭明 (2006) 「シティズンシップ概念の再編と公共性」井上達夫編『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版 pp. 292-308
- 内山史子 (2000) 「フィリピンの国民形成についての一考察」『東南アジア 歴史と文化29』東南アジア史学会 pp. 81-104
- 遠藤聡 (2006) 「憲法改正を巡る論議—大統領制から議院内閣制への道程」『外国の立法230』国立国会図書館調査及び立法考査局pp. 185-194
- 小野原信善 (1998) 『フィリピンの言語政策と英語』 窓映社
- 金美兒 (2004) 「フィリピンの教授言語政策 多言語国家における効果的な教授言語に関する一考察」『国際開発研究フォーラム25』 pp. 99-112
- 木村 護郎クリストフ (2005) 『言語にとって「人為性」とはなにか—言語構築と言語イデオロギー:ケルノウ語・ソルブ語を事例として』 三元社
- 小張順弘 (2004) 「フィリピン多言語社会での言語とアイデンティティ セブアノ多言語話者の事例から」小野原信善, 大原始子編著『ことばとアイデンティティ』三元社. pp. 53-76
- 佐野直子 (2004) 「闘争としての学問 「オクシタン語社会言語学」のあり方」『多言語社会研究会年報2号』多言語社会研究会事務局 pp. 155-178

- 原聖 (1987) 「少数言語にとっての標準語をめぐって」 『一橋論叢 第97巻第6号』 pp. 828-848
- 福島青史 (2008) 「日本の多言語状況と「複言語主義」 -来日ウズベキスタン人の多言語能力と使用領域調査から-」 『早稲田日本語教育学第2号』 早稲田大学日本語教育研究センター pp. 29-44
- 松永稔也 (2003a) 「国民統合と言語-フィリピン1934年憲法制定議会における言語議論の考察」 『多言語社会研究会年報1号』 多言語社会研究会事務局 pp. 89-103
- 松永稔也 (2003b) 「国家による言語政策と地方語の対応」 『社会言語科学会第12回大会発表論文集』 社会言語科学会事務局 pp. 47-52
- 松永稔也 (2004) 「フィリピン・セブアノ語地域の人々の言語観-政治的な動きと人々の意識, ふたつの側面から-」 『多言語社会研究会年報2号』 多言語社会研究会事務局 pp. 5-23
- 松永稔也 (2005a) 『フィリピンの言語政策 批判的再検討』 博士論文 (大阪大学)
- 松永稔也 (2005b) 「フィリピンの言語政策研究の課題」 『日本言語政策学会第7回大会予稿集』 pp. 18-19
- 松永稔也 (2008) 「ことば・人・越境 -フィリピンにおける言語政策から-」 『2008年東海大学日本語文学系国際学研討會會議論文集』 pp. 63-70
- 三浦信孝・糟谷啓介編 (2000) 『言語帝国主義とは何か』 藤原書店
- ヨーロッパ日本語教師会編 (2005) 『ヨーロッパにおける日本語教育とCommon European Framework of Reference for Languages』 独立行政法人国際交流基金

参照インターネットサイト (トップページのみ記載)

- DILA: <http://www.dila.ph/> (2008年12月25日参照)
- : <http://groups.yahoo.com/group/DILA/> (2008年12月25日参照)
- Solfed: <http://www.solfedphil.org/> (2008年12月25日参照)